

# 特定登録取消者等に関するデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)活用にあたってのチェックリスト

## 01 データベースへの登録について

- ☐ 保育士等を置くこと等が法令等により明らかであり、かつ、下記の登録対象となる施設・事業所に該当するか。  
または、これらの施設・事業所を運営する法人等であるか。

＜登録対象となる施設・事業＞

- |                                |                               |                                                      |                            |
|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------|
| 01 児童発達支援(児童発達支援センターで行われるもの以外) | 08 病児保育事業                     | 15 児童養護施設                                            | 21 預かり保育(子ども・子育て支援法に基づくもの) |
| 02 放課後等デイサービス                  | 09 乳児等通園支援事業                  | 16 福祉型障害児入所施設                                        | 22 認定こども園(全類型)             |
| 03 一時預かり事業                     | 10 一時保護施設                     | 17 医療型障害児入所施設                                        | 23 女性相談支援センター              |
| 04 家庭的保育事業                     | 11 病院(結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関) | 18 児童発達支援センター                                        | 24 女性自立支援施設                |
| 05 小規模保育事業                     | 12 乳児院                        | 19 児童心理治療施設                                          |                            |
| 06 居宅訪問型保育事業                   | 13 母子生活支援施設                   | 20 認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む、届出対象の施設。保育士を任命・雇用して行うものに限る。) |                            |
| 07 事業所内保育事業                    | 14 保育所                        |                                                      |                            |

- ☐ 保育士等を任命又は雇用する際の採用責任者のみユーザー登録しているか。特に、採用責任者が施設ではなく、当該施設を運営している法人等に属している場合は、施設ではなく法人等においてユーザー登録しているか。
- ☐ 採用責任者は、所轄の自治体から提示された利用者情報登録のURLから利用申請を行っているか。
- ☐ 採用責任者は、本システムを利用するためのユーザー名(ID)等を厳重に管理しているか。
- ☐ 人事異動等で採用責任者が変更になった場合は、登録内容等を変更し、後任者へ引継ぎを行っているか。

## 02 データベースの活用について

- ☐ データベースの活用は保育士等を任命又は雇用しようとするときか。
- ☐ 採用候補者の性別や前職の有無、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、必ずデータベースを活用しているか。
- ☐ データベースは、採用候補者が「過去に児童生徒性暴力等を行なったことにより、保育士等としての登録を取り消された事実がないかどうか」を採用前に確認し、適切な任命又は雇用の判断につなげる趣旨のものであることを理解し、既に採用している現職の保育士等が特定登録取消者等に該当しないかを確認することや、現在所有する保育士登録証の有効性を確認することなど、本システムの目的外となる用途に利用していないか。
- ☐ データベースは機微な個人情報扱うシステムであるため、その管理にあたって個人情報保護法第23条に基づく安全管理措置を実施しているか。

※「保育士等」とは、保育士又は地域限定保育士のことをいう。